

平成29年度 対馬市介護職員初任者研修課程開催要綱

1. 目的

急速に進行する少子高齢化社会の到来により、福祉サービスの充実及び必要性は年々高まるばかりです。訪問介護員等介護に従事する方々の育成は急務であります。

今回の介護職員初任者研修課程では、介護職としての知識や技術を習得し、対馬市における介護職員の資質の向上とその人材育成を目的に開催する。

2. 主催 対馬市社会福祉協議会

3. 後援 対馬市

4. 参加対象 対馬市又は、対馬市近郊に在住し、介護職として今後従事が期待できる者。

以下の方は、参加対象外となります。

- ①平成26年4月1日改正前の介護保険施行規則第22条の23に規定する介護職員基礎研修課程、訪問介護員養成研修1級課程及び訪問介護員養成研修2級課程修了者
- ②看護師等（看護師及び准看護師をいう）の資格を有する者
- ③「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号）第2号に掲げる居宅介護従事者養成研修の1級課程、2級課程の修了者

5. 受講料 無料（テキスト代のみ6,069円）

※テキスト代については、9月21日（木）までに受講の取りやめの連絡があった場合には、キャンセルを認めます。

7. 日程 平成29年9月30日（土）～平成30年1月13日（土）までの間

（講義、レポート、演習、実習）で実施。

※詳しい日程は、別紙の「日程表」をご参照下さい。

8. 開催場所 豊玉町福祉センター

〒817-1201 長崎県対馬市豊玉町仁位94番地5（TEL 0920-58-1432）

9. 募集人員 20名

10. 服装 軽装でご参加下さい。

11. 使用テキスト 介護職員初任者研修テキスト（介護労働安定センター発行）

12. 受講の決定

受講が決定した者には、受講決定通知書を送付する。（定員等により受講ができない場合は、受講不決定通知を送付する。）

13. 研修終了の認定方法

講義・演習（通信レポート提出を含む）及び実習の全科目を受講し、課題レポートに合格した方で、科目修了試験に良好な成績（70点以上）を修めた方に、対馬市社会福祉協議会会長名で修了証を交付します。不合格の場合は、再試験を行います。

1 4. 受講の確認

受講者には、次のいずれかの書類を初任者研修初日に持参し、受講者本人の確認を行います。確認が行われない場合は、受講を取り消す場合があります。

- ①戸籍謄本、戸籍抄本もしくは住民票の提出 ②住民基本台帳のカードの提示
- ③在留カードの提示 ④健康保険証の提示 ⑤運転免許証の提示
- ⑥パスポートの提示 ⑦年金手帳の提示
- ⑧国家資格等を有する者については、免許証又は登録証の提示

※尚、受講者確認の為、①～⑧までのいずれかの証明書の写をご提出いただく場合があります。

1 5. 欠席者の取り扱い

理由の如何にかかわらず、早退並びに遅刻した場合は欠席とします。また、1科目でも欠席がある場合は、修了は認めません。

1 6. 補講について

研修の一部を欠席した方で、補講を希望される方は別途協議の上補講を実施するものとします。補講は、1日1,000円負担いただきます。

1 7. 受講の取り消しについて

次の各号に1つでも該当する受講者は、受講を取り消す場合があります。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められるもの
- (2) 研修の秩序を乱したり、その他受講生としての本分に反したものの
- (3) 虚偽または不正な手段により、受講の申し込みを行ったもの

1 8. 参加申込及び問い合わせ

参加を希望する方は、別紙参加申込書に必要事項記入の上、下記申込先へ平成29年9月20日(水)までに、郵送・FAX(着信確認)電子メール(着信確認)にてお申込ください。

開催要綱・日程表・参加申込書等は、ホームページ(<http://tsushima-city-shakyo.jp/>)よりダウンロードできます。

【申込先】

〒817-1201

対馬市豊玉町仁位 94 番地 5

対馬市社会福祉協議会 宛

TEL 0920-58-1432 FAX 0920-58-1183

E-mail tsushima-syakyo@oregano.ocn.ne.jp